

愛媛県奨学生指導員採用情報

愛媛県教育委員会では、愛媛県奨学資金制度(昭和36年創設)における奨学生指導員(主な業務は奨学金の返還指導)を平成29年5月から採用する予定です。

職務内容、勤務条件(予定)、採用手続等は次のとおりですので、就職を希望される方は、下記8により応募してください。

記

- 1 採用期間 平成29年5月1日から平成30年3月31日までの予定
(任期11ヶ月。必要な場合は任期を1年として再任(継続採用)します。)
- 2 採用予定数 1名
- 3 職 名 奨学生指導員(非常勤嘱託職員)
(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3号に規定する非常勤の嘱託員)
- 4 勤務場所 愛媛県教育委員会事務局教育総務課教職員厚生室
- 5 職務内容
(1)奨学生の採用に係る相談及び奨学生の補導に関すること
(2)奨学生であった者の奨学金の返還指導に関すること
(3)その他教育長が指示する奨学金制度の業務に関すること
【具体的な業務】
 - ・奨学金の返還に係る督促、返還指導、滞納者調査等
 - ・愛媛県奨学金制度に関する各種相談や奨学生(保護者)からの相談への対応
 - ・奨学生の選考や採用等に係る事務補助
- 6 応募資格
 - ・高等学校卒業以上又はそれと同等以上の学力を有する者
 - ・勤務可能な地域に居住する者
 - ・愛媛県奨学資金制度の円滑な推進に理解と熱意がある者
(参考)
 - ・債権の回収業務に経験又は熱意のある者が望ましい。
 - ・パソコンでword, excel が使用できることが望ましい。
- 7 勤務条件等(予定)
 - (1)勤務日・勤務時間 週29時間勤務(月～金：ただし、休日を除く)
8：30～20：30の間で7時間45分を限度として勤務。
※ 具体的な勤務曜日、勤務時間は、協議のうえ決定します。
 - (2)休 日 愛媛県の休日定める条例(平成元年愛媛県条例第3号)第1条第1項に規定する県の休日(土曜日、日曜日、祝日、年末年始)

- (3)休 暇 労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)に規定する年次有給休暇
(4)報 酬 月額 139,900 円
(5)諸手当 通勤手当
(6)その他 健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入

8 応募方法

履歴書及び職務経歴書に必要事項を記入し、下記宛に郵送してください。

- ・ 履歴書(市販の A4 判又は A3 判の 2 つ折り)【自筆、写真(上半身・脱帽・正面向き)貼付】
- ・ 職務経歴書 (様式自由、応募動機を必ず記入してください。)
- ・ 次の内容について自分の考えを 400 字以内でまとめたものを提出してください。

「公共料金の未納について」

* 応募書類(履歴書及び職務経歴書)は、選考結果通知時に返却いたします。

* 提供いただいた個人情報、採用選考及び採用手続以外の目的では決して使用いたしません。

9 受付締切 平成 29 年 3 月 31 日(金)必着

10 選考方法 書類選考(一次選考)及び面接(二次選考)
面接は、平成 29 年 4 月 12 日(水)に実施予定で、具体的な時間は、担当者からご連絡します。

11 選考結果 応募者全員の方にお知らせします。
一次選考結果は面接前(4 月 3 日～6 日の間)にお知らせします。

問合せ先

〒790-8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2

愛媛県教育委員会事務局教育総務課教職員厚生室 厚生事業係

電話：089-912-2924(直通) FAX：089-912-2914

Eメール：kyoushokuinkousei@pref.ehime.lg.jp